

第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

第4章で確認したように、焼津市には日本武尊にまつわる伝承や祭り、徳川家康に関係する古文書や伝承、交通の要衝だったことを示す旧街道などの遺跡、富士山を望む景観、漁業のまちの衣食住の歴史文化などが市域全域に広がります。一方、駿河湾沿いと高草山山地、そして大井川扇状地の平野部にはそれぞれに特徴的な歴史文化が認められます。海・山・川（水）に育まれた歴史文化が狭い市域に見られることは、焼津市の大きな特徴で、文化財の活用の面でも利点となります。

文化財の保存と活用に関しては、ここまで見てきた本市の歴史文化の特徴を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

《基本理念》

駿河湾・高草山・大井川に育まれた歴史文化を掲げ 未来へ舵を取るまち Y A I Z U

焼津市には地理的・歴史的背景のもと、それぞれの地区に特徴ある歴史文化が残っています。海辺では駿河湾の恵みを楽しみ、焼津市の基幹産業である漁業が大きく発展してきました。山間地は市域の北方に集約されますが、高草山を中心とした山地では縄文時代から人々の営みの痕跡が残っています。大井川は市域に豊穡な土地と豊富な水を与え、川に根付いた歴史文化が形成されてきました。駿河湾＝海、高草山＝山、大井川＝川（水）に培われた歴史文化の魅力や価値を認識し、これらを市民、行政が総がかりで守り活かし、まちづくりを推進していきます。

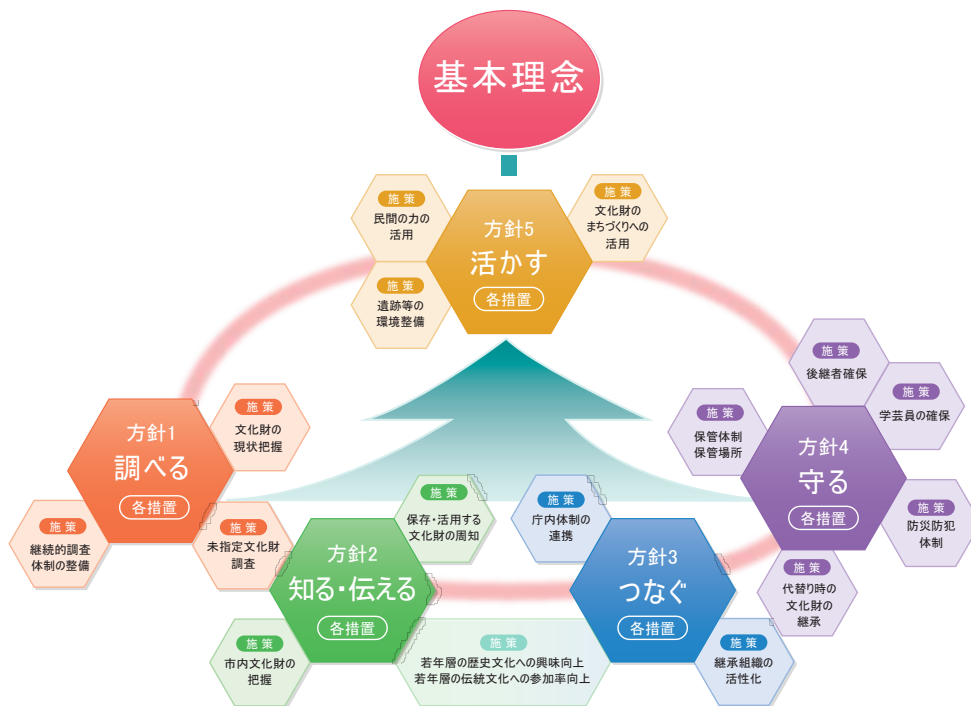


図 6-1 文化財の保存・活用体系図

本計画の基本理念を達成するため、文化財の保存と活用に関する課題を整理し、課題に対する方針と施策、措置を定めます。前提としては、焼津市の歴史文化に根差した文化財を守り伝えていくことが重要です。市民と行政が総がかりで、歴史文化を調べ、その価値を知って伝え、後世へつなぐ、守っていくという方針と取組、措置により、郷土に対する愛着が高まり、文化財を活用した独自のまちづくりや交流人口の増加につながっていきます。文化財の活用が進むと、さらに保存の機運が高まり、またそのことが文化財を活かす活発な動きに結びつくという円を描きながら、基本理念に到達することを目指します。

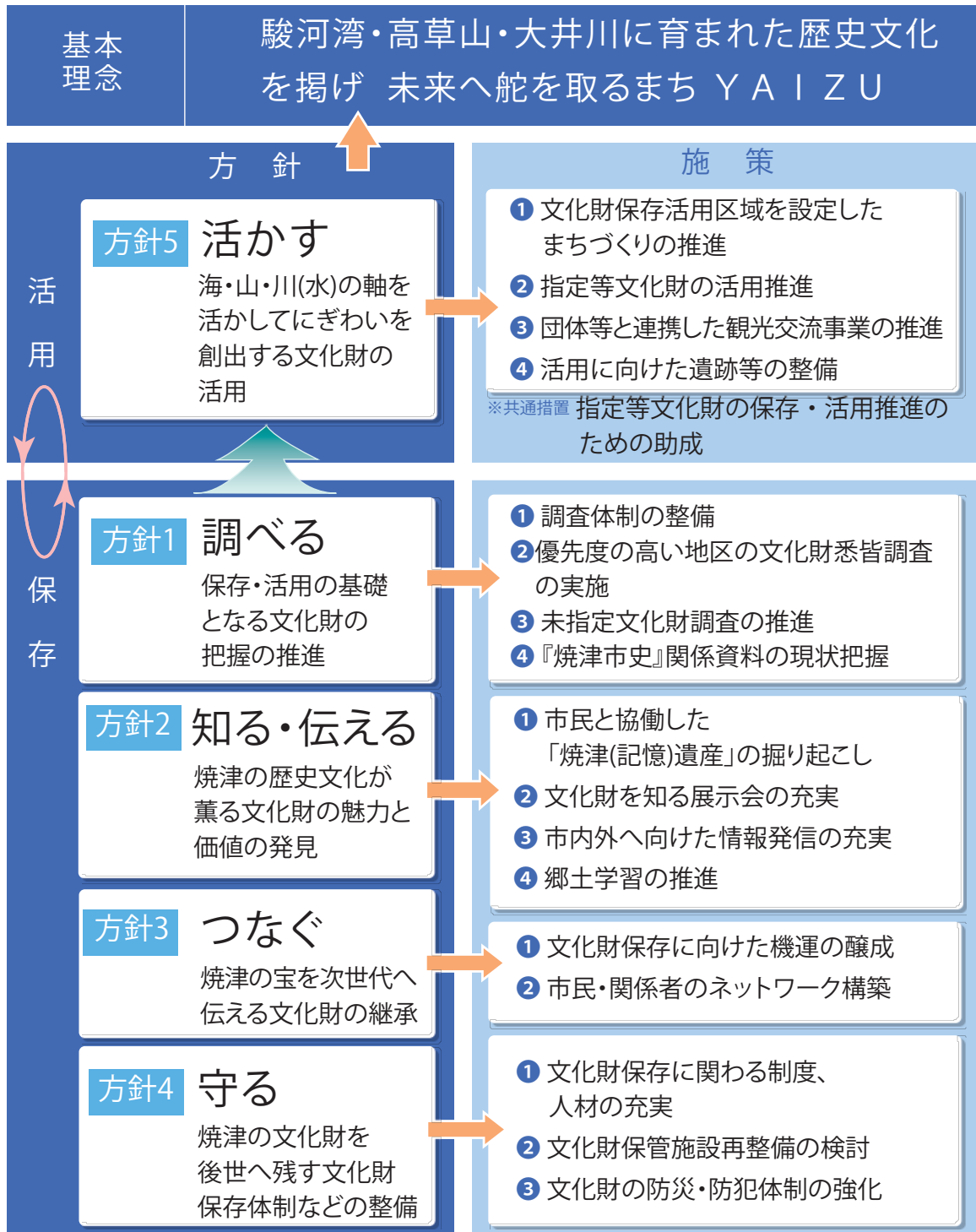


図 6-2 焼津市文化財保存活用地域計画の体系

1 文化財の保存と活用に関する課題

これまで見てきた文化財の保存と活用を巡る今後の課題については、以下の5点に集約できません。

①方針1「調べる」に関する課題：未指定文化財の把握が進んでいません。

第4章に記したように、焼津市では過去に多くの文化財調査が行われ、一部は指定文化財として保存されてきました。指定を受けた文化財は日常的に管理されていますが、未指定文化財のなかには現在の状況が分からなくなっているものもあります。課題としては、継続的な調査体制が確立されていないこと、未指定文化財の把握が進んでいないこと、存在は把握していても詳細調査をしていない未指定文化財が多く存在すること、過去に調査した未指定文化財の現状把握が不十分なことが挙げられます。

②方針2「知る・伝える」に関する課題：市民に文化財の魅力と価値を伝えきれていません。

歴史民俗資料館や焼津小泉八雲記念館を中心に、展示、講演・講座、史跡巡り、伝統文化子ども教室などの事業を展開し、史跡などの定期的な整備を行ったり、一般社団法人「焼津市観光協会」や、やいづ観光案内人の会など各種団体との協働事業を実施したりしつつ、近年はSNSによる情報発信を増加しています。しかし、「焼津市は、身近に文化芸術が感じられるまちだと思いますか。」とのアンケートでは、「思う」が18.5%と低くなっています。これは保存・活用すべき文化財が明確でなく、文化財の魅力や価値を市民に伝えきれていないためと考えられます。また、政教分離などの事情により、特定の伝統行事を積極的に周知できないことも課題の一つです。

③方針3「つなぐ」に関する課題：文化財を継承し次世代へつなぐ体制が弱くなっています。

「鑑賞を除く文化芸術活動を行っている市民」の文化財に関する割合は、地域の伝統行事に参加が21.4%、文化財巡りが6%となっており、地域の歴史文化に興味を持つ若年層が少なく、伝統芸能等への若年層の参加の割合が低い状況にあります。近年では若年層の歴史文化に関する行事への参加割合が下がっていることに加え、組織の高齢化が進行しており、伝統文化を継承するための団体の不活性化も課題となっています。また、市内では、関係部局で文化財の保存と活用を記載した計画が策定されていますが（3頁）、事業を進める横断的な体制の構築が必要です。

④方針4「守る」に関する課題：文化財の保存体制や保管施設などの整備が必要です。

民間で所有する未指定文化財については、代替わりの際の散逸が懸念されます。後継者不足により、無形文化財などが次世代へ正しく引き継がれないことも課題です。市として、文化財を専門的に扱う学芸員の計画的な採用により、市全体の文化財の保存・活用体制を維持することも必要です。また、歴史的建造物の保存と活用について、歴史的建造物に関する専門性を持った建築士などとのネットワークを構築し、民間、行政が総がかりで文化財を保存していく体制を検討していく必要もあります。

農具など比較的大型の民具を含む市内の文化財は歴史民俗資料館で収集、調査、保管を行っていますが、収蔵施設は手狭となっており、文化財を適正に保管する施設が必要になっています。現在、歴史民俗資料館収蔵庫に収まりきれない資料は分散して館外に保管されており、館外資料の保管総面積は、書籍を含め約150㎡あります。寄贈資料などをこれ以上受け入れるのが困難な状況となっています。個人宅では紙資料など劣化しやすい文化財は特に保管が困難な場合が多く、今後の課題となります。また、文化財を守るための防災・防犯体制も、設備が整っている環

境ばかりでなく、対策が課題となっています。

⑤方針5「活かす」に関する課題：文化財が地域振興、観光振興に活かされていません。

焼津市には海・山・川（水）のそれぞれの地域に特徴的な歴史文化があり、地域ごとの文化財を活かしていくことで、市全体の地域振興、観光振興にも寄与します。しかし、焼津市独自の文化財を活用していくための方針が定まっていません。また、活用に関しては、市内には歴史文化を周知するガイドや刊行物を作成している団体があり、個々の団体の活動は文化財の活用にも有効に働いていますが、焼津市全体の文化財を活かし魅力あるまちづくりを進めるためには、各団体の活力を活かし、民間と行政が協働した、さらなる観光交流事業の推進が求められます。

また、指定等文化財の活用に関しては、情報発信の方法も改善点です。いかに分かりやすい解説、案内を多方面に情報発信できるかが課題となっています。

活用の課題には、特に高草山山地周辺について、人気のハイキングコース沿いにある山城跡などの活用を見据えた整備が不十分な点も挙げられます。同地域では、かつて主生業だった茶畑の耕作放棄が進んだり孟宗竹の竹林が広範囲に広がったりしており、『焼津市景観計画』（6頁）で検討された焼津らしい眺望景観に影響を及ぼしていますが、こうした課題に対する体制が整っていません。

2 方針・施策と措置

方針1 調べる－保存・活用の基礎となる文化財の把握の推進－

未指定文化財の把握が進んでいない（課題①）ことに対し、「保存・活用の基礎となる文化財の把握の推進」を方針とします。施策としては、①調査体制の整備、②優先度の高い地区の文化財悉皆調査の実施、③未指定文化財調査の推進、④『焼津市史』関係資料の現状把握を進めます。

方針1の施策に対する措置

施策①調査体制の整備に対する措置

○調査体制整備事業

継続的に調査を行い、常に市内の文化財を把握できる体制を整備します。焼津市文化財保護審議会委員や有識者などの協力を得つつ、地元に着目した調査を続けられる体制を検討します。加えて、現在も花沢地区や浜通り地区での保存対策のほか、小泉八雲関係事業などにおいて実施している大学機関との調査研究の連携体制を構築します。

施策②優先度の高い地区の文化財悉皆調査の実施に対する措置

○重点的悉皆調査事業 - 大井川地区の文化財の悉皆調査、浜通りの伝統的建造物群の把握

調査から年数を経ている、十分な調査が行われていなかったりした文化財について再調査を行います。特に、大井川地区の文化財調査については、過去の調査記録はあるものの年数を経ているため、今一度、総合的な調査を行います。

また、浜通り地区においては近年の景観変化が大きいため、優先して歴史的建造物を把握する調査を行います。

施策③未指定文化財調査の推進に対する措置

○未指定文化財調査推進事業

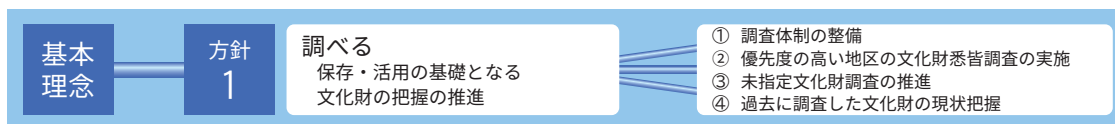
市内の未指定文化財を把握する調査を実施します。これは後節の「焼津遺産」登録制度と連

動するものです。未指定文化財調査の中で優先するのは古文書調査と市内の祭りの調査です。現在把握している未指定文化財 57,152 点のうち、古文書は 50,298 点を数えます。しかし、詳細調査を実施していないものが多いため、専門家と連携して解説を進めます。また、祭りについては、規模が縮小されたり、祭りの運営が難しくなっているという状況が見られることから、現状の継承に関する課題などを含め、優先的に調査を行います。

施策④過去に調査した文化財の現状把握に対する措置

○『焼津市史』関係追跡調査事業

過去の調査記録は大変貴重なものです。その記録をもとに、現在、未指定文化財とその周辺の様子が変化していないか、追跡調査を行います。『焼津市史』編纂時には寺社関係文化財、民間信仰を含めた民俗文化財、動物・植物・地質鉱物などについて幅広く調査を行っています。これらの文化財について所在確認を含む追跡調査を実施します。



方針	施策	No.	措置	実施期間											実施主体				財源
				前期			中期				後期				市民等	団体	専門家	行政	
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15					
調べる	①	1	調査体制整備事業 調査を行った文化財の定期的な状況把握ができる体制の整備します。	→											△	△	◎	文◎	市
			ア 地域の有識者等による調査体制の整備 焼津市保護審議会委員や地域の有識者などの協力を得つつ調査を行う体制を整えます。	→											△	△	◎	文◎	市
			イ 大学機関等との協働調査体制の構築 大学や専門家等と協働で調査を実施し、文化財の掘り起こしを行う体制を構築します。 ◆静岡福祉大学 ◆静岡県立大学 ◆静岡大学 ◆静岡文化芸術大学 ◆日本大学 ◆国士館大学ほか	→										△	◎	○	文◎	市	
調べる	②	2	重点的の悉皆調査事業 調査から年数を経ている地区や、景観の変化が速い地区を対象に集中的に悉皆調査を実施します。	→											△	△	◎	文◎	市
			ア 大井川地区の文化財の悉皆調査 文化財の把握が不十分な大井川地区の文化財を総合的に調査します。	→											△	△	◎	文◎	市
			イ 浜通り地区の伝統的建造物群の悉皆調査 近年の景観変化が大きい浜通り地区の、家屋や蔵などの景観を形成する歴史的建造物を調査します。	→											△	△	○	文◎	市
調べる	③	3	未指定文化財調査推進事業 未指定文化財を把握する調査を実施します（「焼津遺産」登録制度（No.5と連動）。下記ア・イを優先的に進めます。	→											△	△	◎	文◎	市
			ア 専門家と連携した古文書解説 現在把握している未指定文化財で特に点数が多い古文書について、専門家と連携して解説を進め、記録保存します。	→											△	○	◎	文◎	市
			イ 市内の祭りに関する悉皆調査 市内の祭りについて、継承に関する課題などを含め、調査を行います。（No.6-イに連動）	→											△	△	○	文◎	市
調べる	④	4	『焼津市史』関連追跡調査事業 市史編さん時に調査した資料（旧焼津市域）の現況を把握するため、追跡調査を実施します。	→											△	△	○	文◎	市
			ア 寺社関係文化財（有形・無形）の追跡調査 寺社関係の文化財（有形・無形）について、追跡調査します。	→											△	△	○	文◎	市
			イ 民間信仰を含む民俗文化財の追跡調査 民間信仰や民俗文化財について、保存に関する課題などを含め聞き取り等の調査を行います。	→											△	△	○	文◎	市
			ウ 天然記念物の現状把握 天然記念物の現状把握調査を行い、保存に向けた対策を検討します。	→											△	△	○	文◎	市

表 6-1 方針 1 措置一覧

実施主体の凡例（表 6-1、-2、-3、-4、-5、7-2、-4、-6、8-2、9-2）	
市民等：一般市民・自治会、文化財所有者・保存団体	◎：主催者（機関）
団体：民間団体等、教育関係機関（小・中学校、高等学校、大学含む）	○：関係者（機関）
専門家：学識者、焼津市文化財保護審議会	△：協力者（機関）
行政：焼津市 文＝文化財所管課 観＝経済部局関係課 都＝都市政策部局関係課 行＝行政経営部局関係課 教＝教育委員会事務局関係課 公＝公民館 防＝防災部局関係課	

方針2 知る・伝える—焼津の歴史文化が薫る文化財の魅力と価値の発見—

市民に文化財の魅力と価値を伝える（課題②）ことに対し、「焼津の歴史文化が薫る文化財の魅力と価値の発見」を方針とします。施策としては、①市民と協働した「焼津（記憶）遺産」の掘り起こし、②文化財を知る展示会の充実、③市内外へ向けた情報発信の充実、④郷土学習の推進を進めます。

方針2の施策に対する措置

施策①市民と協働した「焼津（記憶）遺産」の掘り起こしに対する措置

○「焼津遺産」・「焼津記憶遺産」登録事業

魅力ある未指定文化財を市民共通の宝とする「焼津遺産」・「焼津記憶遺産」の登録制度を導入します。「焼津遺産」等は広報誌やHP、SNSにより情報を募ったり、市内小中学校、高校や公民館で情報収集をしたり（「学校・公民館連携「焼津遺産発見」事業」）、小中学校と連携し「焼津遺産」等を募集したり、年代を問わず自分の周りの文化財に関心を持ってもらい、魅力ある文化財の保存と活用につなげる基盤とします。拾い上げられる文化財のなかには、すでになくなってしまった行事や道具もあると思います。それらについても当市の歴史文化をより理解するものとして「焼津記憶遺産」と名付け、登録対象とします。なお、「焼津遺産」等のなかで重要なものは、焼津市指定文化財への指定を検討します。

「焼津遺産」等は焼津市文化財保護審議会に諮って登録します。登録後は焼津市の貴重な文化財として、広報誌やHP、SNSなどで文化財の内容や催事日程などを紹介していきます（SNSを活用した情報発信事業）。これにより市内の文化財を広く把握し、活用を目指します。

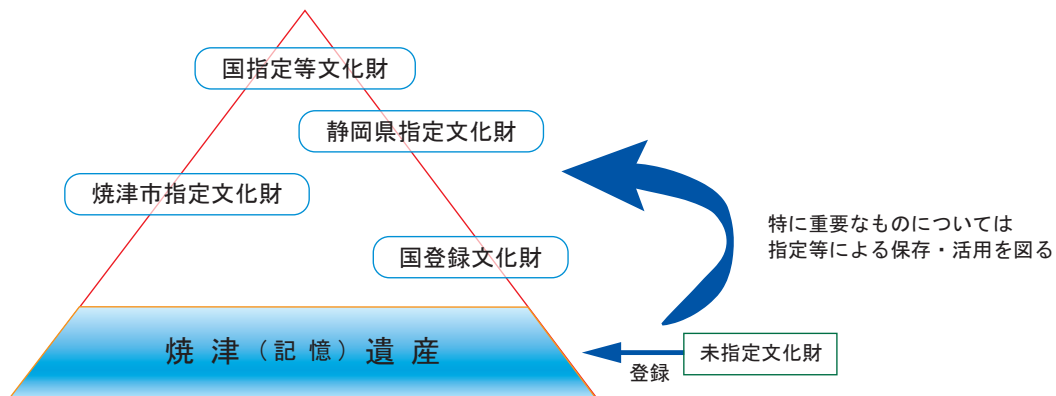


図6-3 「焼津遺産」登録事業

○学校・公民館連携「焼津遺産発見」事業

小中学校、高校、大学など市内教育機関や、各地区の市民活動の拠点となっている公民館を利用して、子どもから大人まで市民全体で地域の文化財を探す「焼津遺産発見」事業を実施します。公民館での出張講座の際などには、各地区に存在する未指定文化財の情報を集めます。子どもたちにも広く関心を持ってもらうよう学校とは総合的な学習の時間などとの連携を検討します。このほか、各家庭に眠っていたり、市内で気づきにくい歴史文化に関するものを広く集めたりするイベントを検討し、未指定文化財を拾い上げを行います。

施策②文化財を知る展示会等の充実に対する措置

- 魅力ある企画展等開催事業
- 企画展関連講座開催事業
- 出張展示事業
- 楽しみ学ぶクイズラリー事業

文化財の価値や魅力を市内外に周知する企画展について、年3回の開催を継続し、関連する講座等を開催します。公民館などへの出張展示など、関連機関と協働した市内各所での展示会も検討します。また、企画展に合わせて子どもから大人まで楽しめるクイズラリーを実施するなどして文化財の魅力を伝えます。

施策③市内外へ向けた情報発信の充実に対する措置

- SNS を活用した情報発信事業
- YouTube 動画を利用した解説動画制作事業

SNS を多用する世代は、文化財への関心が薄い傾向があります。このため、Instagram など SNS による情報発信を強化します。それぞれの SNS の特性を見据え、子育て世代を意識した情報発信などを検討します。

また、資料館の展示品解説や、史跡など現地を訪れた際、または出かけることが難しい場合でも、焼津市の文化財を知ることができるように、YouTube による解説動画の制作を検討します。視覚等に障がいのある方や外国籍の方なども焼津市の歴史文化を知ることができるよう配慮します。

施策④郷土学習の推進に対する措置

- 郷土学習推進事業
- 出張講座事業
- 史跡巡り事業
- 伝統文化子ども教室事業

小中学校の郷土学習との連携を図り、文化財を周知します。小学3年生や中学1年生で行っている総合的な学習の時間に、歴史民俗資料館や大井川民俗資料保管庫への見学などが実施されています。学習実施時期に合わせ、民具コーナーを充実させたり、資料を学校へ貸し出したり、出張授業を計画するなど、学校との連携を



写真 6-1 市内公民館での歴史講座



写真 6-2 歴史民俗資料館企画展開催状況



花沢城篇



石脇城篇



井伊直孝産湯の井篇

図 6-4 観光部局と共同で製作した史跡等紹介動画
(平成 28 年度地方創生推進交付金活用事業)



写真 6-3 小学校の郷土学習

より深めます。また児童生徒自身が身近にある文化財を調べたり（焼津遺産発見事業）、学校を通じて市内文化財を周知するなど、伝統行事への参加や文化財に触れる機会を増やします。

このほか、史跡巡りや伝統文化子ども教室を開催し、幅広い世代が文化財に触れる機会を増やし、家族ぐるみで郷土の魅力を体感して伝統行事に積極的に参加するよう事業を進めることで、文化財の魅力を伝えます。

基本 理念	方針 2	知る・伝える 焼津の歴史文化が薫る 文化財の魅力と価値の発見	① 市民と協働した「焼津（記憶）遺産」の掘りおこし ② 文化財を知る展示会等の充実 ③ 市内外へ向けた情報発信の充実 ④ 郷土学習の推進
----------	---------	---	---

方針	施策	No.	措置	実施期間											実施主体				財源
				前期			中期				後期				市民等	団体	専門家	行政	
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15					
知る・伝える	①	5	「焼津遺産」登録事業 市民から情報を募集し調査を行い、文化財保護審議会に諮ったうえで、未指定文化財を「焼津遺産」として登録します。	→											○	○	○	文◎	市
知る・伝える	①	6	「焼津記憶遺産」登録事業 過去に存在した行事や文物も「焼津記憶遺産」と名付け、登録対象とします。	→											○	○	○	文◎	市
知る・伝える	①	7	学校・公民館連携「焼津遺産発見」事業 学校・公民館などと連携し、市民が各地域の文化財を掘り起こす「焼津遺産発見」事業の実施を検討します。	→											○	○	○	文教公◎	市
知る・伝える	②	8	魅力ある企画展等開催事業 企画展の内容を充実させ、年3回の開催を継続します。	→											△	△	○	文◎	市
知る・伝える	②	9	企画展関連講座開催事業 企画展をより深く理解してもらえるよう、関連講座等を実施します。	→											△	△	○	文◎	市
知る・伝える	②	10	出張展示事業 公民館での出張展示や、関連機関と連携した市内各所での展示会を検討します。	→											△	△	△	文公◎	市
知る・伝える	②	11	楽しみ学ぶクイズラリー事業 子どもから大人までを対象としたクイズラリーを通年で実施します。	→											△	△	△	文◎	市
知る・伝える	③	12	SNSを活用した情報発信事業 SNSを用いて、子育て世代に向けた情報発信を行います。	→											△	△	△	文◎	市
知る・伝える	③	13	YouTube 動画を利用した解説動画制作事業 資料館の展示品解説や、史跡など現地を訪れた際、また出かけることが難しい場合でも、YouTube 動画により焼津市の文化財を知ることができるよう、解説動画の制作を検討します。障がいのある方や外国籍の方などにも伝えることができるよう配慮します。	→											△	△	△	文◎	市
知る・伝える	④	14	郷土学習推進事業 小中学校と連携し、見学や体験活動の場を提供するとともに、授業へ職員を派遣したり、資料を貸し出すなどして子供たちの郷土学習に文化財を役立てます。	→											△	△	△	文◎	市
知る・伝える	④	15	出張講座事業 公民館や大学等と連携し、講座や授業へ職員を派遣します。	→											△	△	△	文◎	市
知る・伝える	④	16	史跡めぐり事業 郷土文化の周知、情報発信のため、史跡巡りを開催します。	→											△	△	○	文◎	市
知る・伝える	④	17	伝統文化子ども教室事業 小学生を対象とした体験教室を開催し、伝統文化に親しみ、興味を持つ機会を提供します。	→											△	△	○	文◎	市

表 6-2 方針 2 措置一覧

方針3 つなぐー焼津の宝を次世代へ伝える文化財の継承ー

文化財の継承体制の課題（課題③）に対し、「焼津の宝を次世代へ伝える文化財の継承」を方針とします。施策としては、①文化財保存に向けた機運の醸成、②市民・関係者のネットワーク構築を進めます。

方針3の施策に対する措置

施策①文化財保存に向けた機運の醸成に対する措置

○焼津市文化財保存活用支援団体認定事業

市内には「藤守の田遊び保存会」や「焼津神社獅子木遣り保存会」などの指定文化財の保存会のほか、歴史文化に関わっている各種団体や古文書の解説、登録文化財の活用などを目指して活動している団体があります。行政と協働して市内文化財の保存と活用を目指す団体を焼津市文化財保存活用支援団体に認定し、その活動を広く周知したり会員を募る支援をしたり、イベントを共同開催するなどの認定制度の導入を検討します。

施策②市民・関係者のネットワーク構築に対する措置

○「焼津遺産フォーラム」開催事業

「焼津遺産フォーラム」は、『地域計画』作成の助言機関である「焼津市文化財保存活用地域計画作成協議会」を発展させたものです。文化財所有者・管理団体、学識経験者、市内の歴史文化に関係する各市民団体などと行政で構成します。『地域計画』の進捗状況をチェックして、文化財の継承が円滑に進むよう図ります。同時に、文化財所有者や団体の交流の場として、また「焼津遺産」の掘り起こしのための情報交換や、地域資源として文化財を磨き上げる方策を協議する場となります。年1回の開催を継続します。

○地域研究者と連携した人材育成事業及び古文書講座開催事業

現在、未指定文化財のなかで多くを占めているのが古文書で、件数は5万件以上です。古文書解説は専門家と連携し進めていくのと同時に（68頁表6-1、措置番号3-ア）、市民を募って古文書講座を開催し解説を行っていきます。古文書に親しんだ市民が自ら文化財の魅力の発信者となる人材の育成事業を継続します。また、地域の歴史文化に詳しい人材と連携して学習会を開催し、歴史文化の魅力と価値を伝え、文化財を継承する機運を高めます。



写真6-4 市内の史料を用いた古文書講座

○歴史文化に関わる庁内体制整備事業

文化財の保存・活用事業の確実な実施と多角的な支援を検討するため、政策部局、観光部局、建設部局等との横断的組織の整備を検討します。

基本
理念

方針
3

つなぐ
焼津の宝を次世代へ伝える
文化財の継承

- ① 文化財保存に向けた機運の醸成
- ② 市民・関係者のネットワーク構築

方針	施策	No.	措置	実施期間											実施主体				財源		
				前期			中期					後期			市民等	団体	専門家	行政			
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15							
つなぐ	①	18	焼津市文化財保存活用支援団認定事業 未指定文化財を含む地域の文化財を保存し活用する団体を認定し、その活動を支援する認定制度の導入を検討します。	→													△	△	△	文 ◎	市
つなぐ	①	前掲5	「焼津遺産」登録事業 市民から情報を募集し調査を行い、文化財保護審議会に諮ったうえで、未指定文化財を「焼津遺産」として登録します。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	○	○	○	文 ◎	市
つなぐ	① ②	19	「焼津遺産」フォーラム開催事業 文化財保持者、管理団体、学識経験者、観光ボランティアガイド等が集うフォーラムを年1回開催し、地域計画の進捗状況を確認するとともに、文化財でつながる交流の場を提供します。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	◎	◎	○	文 ◎	市
つなぐ	②	20	地域研究者と連携した人材育成事業 地域の歴史文化に詳しい人材と連携して学習会を開催し、地域の歴史文化を継承する機運を高めます。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	△	△	◎	文 ◎	市
つなぐ	②	21	古文書講座開催事業 古文書講座を開催し、市民が古文書（文化財）に興味を持つことで、文化財の魅力伝える発信者を増やします。	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	△	△	◎	文 ◎	市
つなぐ	②	22	歴史文化に関わる庁内体制整備事業 文化財保存・活用事業の確実な実施と多角的な支援検討のため、政策部局、観光部局、建設部局等との横断的組織の整備を検討します。	→													△	△	△	全 ◎	市

表 6-3 方針3 措置一覧

コラム：登録有形文化財「原田家住宅」

市内の登録有形文化財建造物である原田家住宅は、建物の管理が難しい所有者に代わり一般社団法人「静岡文化財保存活用機構」が管理団体となりました。主屋と表門は文化庁、静岡県、焼津市の補助によって美観向上整備事業を実施し、建物を健全化しました。現在は市内の障がい者支援団体と契約し、古民家カフェとして活用されています。所有者個人では難しい建物の保存活用計画策定や、行政、設計者、施工業者との打合せなどを管理団体が行い、建造物が文化財として適正に整備されただけでなく、地域の団体と協働して文化財を活かす取り組みが行われている事例です。原田家は建物自体が貴重な文化財であると同時に、後節に記載する文化財保存活用区域の「海の軸」と「山の軸」をつなぐ中間地点にあり、交流人口の増加に資する文化財と位置づけられます。

写真 6-5 一般社団法人「静岡文化財保存活用機構」作成の原田家住宅紹介 ▶

(国)登録有形文化財建造物
平成30年3月27日登録

原田家住宅

主屋
文庫蔵
表門

文化庁
静岡県
焼津市

原田家のなりたち (故・原田源左右 元建設大臣の生家)

原田家が現在地に居を定めた時期については定かではないが、原田家系の過去帳では前代が寛文3(1662)年とされ、元々は瀬戸川沿畔の源太夫島に居宅があり、そこから現在地へ移ってきたとされる。文政3(1820)年に島田の島原藩によって祀られた地蔵である「駿河記」には、「里原原五郎源山を殿之山と称す」との記載があり、原田家が現在地に定着していたことが分かる。

*静岡県史学調査報告書、第2巻 原田家の居宅(焼津市史編纂委員会2003)では、原田家が「原田源右衛門半平が建てた」とし、江戸時代には原田家の居宅を保存しようとした藩政、近隣農村をまとめる大火屋であったとされ、屋敷の形跡ゆえとして祀られた地蔵である。天正10(1582)年の領目録で、原田家が認定前編を打ち破った際の、家康の御印状(焼津市文化財)が当家の蔵に残されている。

明治期の住主原田源三郎(ていさぶろう)は、明治15(1882)年に地元有志とともに焼津銀行を設立し、同22(1887)年には14ヶ村が合併して設立した東浜津村の初代村長に就任した。源三郎の子、格次郎は大正3(1914)年から昭和2(1927)年まで同村長を務めた。

格次郎の孫であり、源次の子である原田源右(しょうやう)は、農林省・運輸省に入り、昭和5(1976)年、東海運輸局長に就任し、平成15(2003)年まで同職にあって東海運輸局長を務め、東海運輸局長、建設大臣を歴任し、平成18(2006)年に亡くなった。

方針4 守る―焼津の文化財を後世へ残す文化財保存体制などの整備―

文化財の保存体制など（課題④）に対し、「焼津の文化財を後世へ残す文化財保存体制などの整備」を方針とします。施策としては、①文化財保存に関わる制度、人材の充実、②文化財保管施設再整備の検討、③文化財の防災・防犯体制の強化を進めます。

方針4の施策に対する措置

施策①文化財保存に関わる制度、人材の充実に対する措置

○寄贈・寄託制度推進事業

指定等文化財のなかで所有者が現状を維持できない恐れのある動産の文化財については、所有者と協議の上、保管施設の再整備を見据えながら、市への寄贈や寄託により文化財を保護する体制を検討します。また、寄託資料を含め企画展等への出陳許可を得て、文化財の価値や魅力を高める事業を展開します。

○無形文化財保持者支援事業

無形文化財の原材料確保、人材育成について支援を行います。「焼津笠」のスゲや弓道具製作技術で入手困難なテンの革などの材料確保について、情報収集などを進めます。人材の育成は長期的な視点となりますが、保持者と協議しつつ、無形文化財を市内外へ積極的にアピールすることで、後継者の確保も検討していきます。

○文化財専門職員の計画的配置及び文財建造物ネットワーク推進事業

学芸員の定期的な確保など人材確保を関係部局と協議します。また、市内には花沢伝統的建造物群保存地区をはじめ、浜通りや大井川地区に歴史的建造物があり、歴史的建造物の適正な保存のため、民間と協働した建築士のネットワークの構築を検討します。建築士をネットワークに登録することで、所有者が修繕や保存方法などを相談できる環境を整えることを計画します。また、歴史的建造物の空き家問題に対応するため、不動産業者との連携も検討します。

○資料燻蒸事業

虫やカビに弱い紙資料などの文化財について、歴史民俗資料館で実施している資料燻蒸時に、「焼津遺産」を含む指定等文化財を燻蒸し、民間所有の文化財の保存を図ります。

施策②文化財保管施設再整備の検討に対する措置

○文化財保管施設再整備検討事業

焼津市公共施設マネジメントと整合性をはかりながら、資料保管施設の再整備を検討します。歴史民俗資料館外の市内4ヵ所の保管施設の統合、資料集約を図り、適正な保管環境に置く計画を立案します。また、保管施設の再整備が行われるまでの間の資料保存について、他の公共施設等の利活用も見据え、改善策を検討します。資料を様々な害から守るための支援も協議していきます。

施策③文化財の防災・防犯体制の強化に対する措置

○防災意識啓発事業

○指定文化財の保存マニュアル等作成事業

文化財を守る防災・防犯体制の整備を検討します。詳細は第8章に記載します。

基本
理念

方針
4

守る
焼津の文化財を後世へ残す
文化財保存体制などの整備

- ① 文化財保存に関わる制度、人材の充実
- ② 文化財保管施設再整備の検討
- ③ 文化財の防災・防犯体制の強化

方針	施策	No.	措置	実施期間											実施主体			財源	
				前期			中期			後期					市民等	団体	専門家		行政
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15					
守る	①	23	寄贈・寄託制度推進事業 指定等文化財について、所有者が現状維持できない恐れがあるものについては、市への寄贈・寄託を進めます。	→											○	△	△	文◎	市
守る	①	24	無形文化財保持者支援事業 無形文化財保持者（団体）と継続的な協議を行い、原材料確保や人材育成について支援します。	→											○	○	○	文◎	市
守る	①	25	文化財専門職員の計画的配置検討事業 文化財専門職員の配置計画を担当部局と協議します。	→											△	△	△	文行◎	市
守る	①	26	文化財建造物ネットワーク検討事業 建築士、不動産業者等の登録制度の導入などを検討し、市内有形文化財（建造物）の保存体制を構築します。	→											△	○	△	文◎	市
			ア 建造物の日常管理の相談や災害時の支援 指定等文化財建造物の日常の管理について相談ができる建築士の体制や、災害時の支援体制について検討します。	→											△	○	△	文◎	市
			イ 文化財建造物の空き家対策 指定等文化財建造物の空き家対策について、不動産業者等との連携を検討します。	→											△	○	△	文都◎	市
守る	①	27	資料燻蒸事業 虫やカビに弱い文化財について、資料燻蒸を支援します。	→											△	△	△	文◎	市
守る	②	28	文化財保管施設再整備検討事業 歴史民俗資料館外の4カ所の保管施設について、市公共施設マネジメントに基づき再整備の計画を作成します。また、保管施設の再整備が行われるまでの間の資料保存について、改善策を検討します。	→											△	△	△	文行◎	市
守る	③	29	防災意識の啓発事業【表8-2 No.59(94頁)】 防災組織と連携し、防災訓練等を定期的実施し、防災意識の向上を図ります。	→											△	△	△	文防◎	市ほか
守る	③	30	指定文化財の保存マニュアル等作成事業【表8-2 No.60(94頁)】 文化財所有者とともに、保存体制や防災、防犯対策についてのマニュアルや文化財カルテなどの作成を検討します。	→											◎	◎	○	文防◎	市

表 6-4 方針 4 措置一覧

方針5 活かすー海・山・川（水）の軸を活かしてにぎわいを創出する文化財の活用ー

文化財が地域振興、観光振興に活かされていないこと（課題⑤）に対し、「海・山・川（水）の軸を活かしてにぎわいを創出する文化財の活用」を方針とします。施策としては、①文化財保存活用区域を設定したまちづくりの推進、②指定等文化財の活用推進、③団体等と連携した観光交流事業の推進、④活用に向けた遺跡等の整備を進めます。

方針5の施策に対する措置

施策①文化財保存活用区域を設定したまちづくりの推進に対する措置

○文化財保存活用区域の設定によるまちづくり推進事業

地域にまとまっている様々な種類の文化財をつなげ、文化財を通じて地域の魅力を底上げします。焼津はコンパクトな市域に海、山、川（水）の様々な文化財が見られることが大きな特徴のひとつです。この3つの地域に文化財保存活用区域を設定し、文化財及び周辺環境の整備といったハード事業のほか、ガイドや市民団体、地元住民の活動の醸成・連携などのソフト事業の推進を図ります。また、実施結果を検証し、周辺の地区での有効性も検証します。3区域の事業については第7章に記載します。

施策②指定等文化財の活用推進に対する措置

○指定等文化財活用推進事業

○文化財看板整備事業

○文化財パンフレット製作事業

○デジタルアーカイブ推進検討事業

○SNSを活用した情報発信事業

○YouTube動画を利用した解説動画制作事業

市内の各種文化財を周知するための説明看板、案内看板の設置や定期的更新を行います。看板には二次元コードを付けるなどし、YouTube動画と情報を共有できるようにして、ガイドがいなくても詳しい解説を聞くことができたり、現地に来るのが難しくても焼津市の歴史を学べたりできる整備を目指します。YouTube動画は多言語化を行うとともに、視覚に障がいを持つ方などにも配慮した制作を検討します。また、市内文化財の調査結果を踏まえながら、既存の「高草山周辺」ガイドブックのほか地域版の制作を検討します。これらの活動をSNSを利用して広く配信します。

施策③団体等と連携した観光交流事業の推進に対する措置

○観光ボランティアガイド等連携事業

本市では、市内文化財を案内する「やいづ観光案内人の会」、藤守の田遊び伝承館を無料公開している「藤守の田遊び保存会」、高草山山麓の文化を守り伝えている「山の手未来の会」、井伊直孝関連史跡のガイドを実施している「中里倶楽部」、浜通りの文化財を紹介する説明看板の設置や「夏のあかり展」などを主催している「NPO法人 浜の会」、焼津の歴史文化に関係



写真 6-6 NPO法人「浜の会」による「夏のあかり展」

するクイズや紙芝居を制作している「ちょっくら焼津」など、市内の文化財をガイドする団体があります。一般社団法人「焼津市観光協会」を含む関連団体とは史跡めぐり等による市内文化財周知事業、団体の制作した刊行物の監修やSNS等による周知、官民協働の文化財関係研修会の実施、文化財の情報提供などを実施しており、今後も連携して文化財活用事業を展開し、文化財を通して魅力ある地域ブランドの周知を図ります。



写真 6-7 「中里倶楽部」による史跡案内



写真 6-8 「ちょっくら焼津」主催のイベント

施策④活用に向けた遺跡等の整備に対する措置

○遺跡等整備事業

本市には4カ所に戦国時代の山城跡があり、整備や周知活動をとおして交流人口の増加も期待されます。これらの山城については、土地所有者や地元との話し合いにより、官民で協働して見学環境の整備を検討しつつ、SNSでの情報発信や御城印の制作販売、現地の歴史的景観に配慮したのぼり旗などの設置などを検討します。



写真 6-9 文化財清掃の実施

山城跡の整備としては現在、市が実施している文化財清掃の範囲に加えるほか、有志が参加する草刈り等を計画し、市民全員で文化財を守っていく機運を高めます。

このほか、花沢伝統的建造物群保存地区を含む高草山山地で、景観に悪影響を及ぼしている耕作放棄地や孟宗竹が茂る竹林について、周囲の歴史的景観を維持するための整備方針を関係部局と検討します。

基本
理念

方針
5

活かす
海・山・川（水）の軸を活かして
にぎわいを創出する文化財の活用

- ① 文化財保存活用区域を設定したまちづくりの推進
- ② 指定等文化財の活用推進
- ③ 団体等と連携した観光交流事業の推進
- ④ 活用に向けた遺跡等の整備

方針	施策	No.	措置	実施期間											実施主体				財源
				前期			中期				後期				市民等	団体	専門家	行政	
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15					
活かす	①	31	文化財保存活用区域の設定によるまちづくり推進事業【後掲】 「海の軸」「山の軸」「川（水）の軸」の3地区に文化財保存活用区域を設定し、文化財をまちづくりに活かします。	→											◎	◎	○	文◎	市
活かす	②	32	指定等文化財活用推進事業 説明看板、案内看板の設置や、定期的な更新を行います。	→											△	△	△	文◎	国 県 市
活かす	②	33	文化財看板整備事業 看板に二次元コードを掲載し、SNSや動画（NO.13）、ホームページと連動させるなど、より詳しい情報を発信します。	→											△	△	△	文◎	市
活かす	②	34	文化財パンフレット製作事業 既存「焼津辺文化遺産ガイド（高草山周遊ルート）」の他地域版の製作を検討します。	→											△	△	△	文◎	市
活かす	②	35	デジタルアーカイブ推進検討事業 市所有の文化財や指定等文化財をデジタル化し、外出が難しい場合でも内外へ広く発信できるデジタルアーカイブの体制を検討します。	→											△	△	△	文◎	市
活かす	②	前掲12	SNSを活用した情報発信事業 SNSを用いて、子育て世代に向けた情報発信を行います。	→											△	△	△	文◎	市
活かす	②	前掲13	YouTube動画を利用した解説動画制作事業 資料館の展示品解説や、史跡など現地を訪れた際、また出かけることが難しい場合でも、YouTube動画により焼津市の文化財を知ることができるよう、解説動画の制作を検討します。障がいのある方や外国籍の方などにも伝えることができるよう配慮します。	→											△	△	△	文◎	市
活かす	③	36	観光ボランティアガイド等連携事業 文化財を案内する各団体と連携し、市内文化財のガイドを行って観光振興につなげます。また、文化財の情報提供や刊行物の監修、史跡巡りや学習会への講師派遣など、各団体の活動を支援します。 ◆やいづ観光案内人の会 ◆NPO法人浜の会 ◆中里倶楽部 ◆ちよっくら焼津ほか	→											△	◎	△	文◎	市 民間
活かす	④	37	遺跡等整備事業 市内の山城や歴史的景観について関係者と連携を図りつつ、環境を整備し周知します。 ◆高草山研究会ほか	→											△	○	△	文◎	市
			ア 山城跡の環境整備 市内4カ所にある山城跡について、土地所有者・地元と協議しながら、ボランティア団体と連携を図りつつ、環境を整備します。 ◆高草山研究会ほか	→											△	○	△	文◎	市
			イ 文化財清掃の継続 市労務員による月約2回の文化財清掃を継続し、市内史跡・遺跡の見学環境の定期的な整備を行います。	→											△	△	△	文◎	市
			ウ 耕作放棄地など景観の変容に関する整備の検討 歴史的景観に悪影響を及ぼしている耕作放棄地や竹林について、周囲の景観を維持するための整備方針を関係部局と検討します。	→											△	△	△	文◎	市
			エ 山城などの周知方法の検討 SNSでの発信（No.12）、YouTube動画の制作（No.13）、御城印の制作販売、現地の歴史的景観に配慮した周知方法などを検討、実施します。	→											△	△	△	文◎	市

表 6-5 方針5 措置一覧

方針 1～5 に共通する措置

○指定等文化財助成事業

市指定文化財については、今後とも「焼津市文化財保護条例」に基づき、管理または修理について、予算の範囲内で補助金を交付し支援していきます。市指定文化財の公開についても、予算の範囲内で市の支援対象となっています。このほか、市内に存する国・県指定文化財についても、文化庁や静岡県と協議し、国・県の補助対象事業となる際は、市も予算の範囲内において補助金を交付し、保存と活用を支援します。

焼津市花沢伝統的建造物群保存地区では、「焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例」に基づき、必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、経費の一部を補助する事業を実施しています。

また、指定等文化財の修理や管理については、所有者・団体の意向を踏まえつつ、民間のクラウドファンディングの利用などについて、相談体制の整備を検討します。

方針 1～5 に共通する措置		① 指定等文化財の保存・活用推進のための助成																				
方針	施策	No.	措置	実施期間												実施主体				財源		
				前期			中期			後期			市民等	団体	専門家	行政						
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13					R14	R15				
共通	①	38	指定等文化財助成事業 市指定文化財や国・県指定文化財、国登録文化財、伝統的建造物群保存地区などの指定等文化財の修理または管理について、国・県と協議しつつ、予算の範囲内において補助金を交付し、保存と活用を支援します。また、民間のクラウドファンディングの利用などについて、相談体制の整備を検討します。															△	△	△	文◎	国 県 市

表 6-6 方針 1～5 共通 措置一覧



写真 6-10 焼津市花沢伝統的建造物群保存地区における修理事業（文化庁、静岡県、焼津市補助事業）



写真 6-11 静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」看板設置事業（静岡県、焼津市補助事業）